

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	市税等の収納に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、市税等の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税等の収納に関する事務
②事務の概要	市税及び税外の徴収困難債権の滞納整理が主な業務である。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①収納状況の管理 ②滞納者の名寄せ ③財産調査(銀行預金の調査、生命保険契約の調査など) ④実態調査(他自治体への税情報、居住情報、納税情報など) ⑤所在調査(住民票等) ⑥相続人調査(戸籍等) ⑦生活保護受給状況の調査 ⑧口座振替情報の管理 ⑨過誤納金の還付・充当 ⑩納付書や口座振替等の受け入れ ⑪各賦課データの納付状況管理 ⑫再発行納付書や税証明書の出力 ⑬督促状の発行等納付に関連する事務 ⑭納付指導 ⑮分納誓約や滞納処分等の滞納整理に関連する事務
③システムの名称	口座管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、納税管理人情報ファイル、口座管理情報ファイル、収納消込情報ファイル、収納履歴ファイル、納税組合員ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 債権管理課
②所属長の役職名	債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 市民環境部債権管理課 徴収・相談係 0968-25-7208 債権管理係 0968-25-1215
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業						[○] 人手を介在させる作業はない
	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	☐ []				<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠					
9. 監査						
実施の有無		☐ [○] 自己点検		☐ [] 内部監査		☐ [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発						
	従業者に対する教育・啓発	☐ [十分にやっている]				<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策						☐ [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
	最も優先度が高いと考えられる対策	☐ [9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
	当該対策は十分か【再掲】	☐ [十分である]				<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事故が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分にやっている」と考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月10日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第16条	記載なし	事後	
令和4年3月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 市民環境部税務課 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207 徴税係 0968-25-7208	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 市民環境部税務課 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207 徴税係 0968-25-7208 債権管理室 0968-25-1215	事後	
令和4年3月10日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和4年2月14日時点	事後	
令和4年3月10日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和5年3月6日	I 5. ①部署 I 5. ②所属長の役職名	市民環境部 税務課 税務課長	市民環境部 債権管理課 債権管理課長	事後	
令和5年3月6日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(略) 税務課 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207 徴税係 0968-25-7208 債権管理室 0968-25-1215	(略) 債権管理課 徴収・相談係 0968-25-7208 債権管理係 0968-25-1215	事後	
令和5年3月6日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年2月14日時点	令和5年1月25日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I1. ②事務の概要	(追記)	⑩納付書や口座振替等の受け入れ ⑪各賦課データの納付状況管理 ⑫再発行納付書や税証明書の出力 ⑬督促状の発行等納付に関連する事務 ⑭納付指導 ⑮分納誓約や滞納処分等の滞納整理に関連する事務	事前	
令和7年3月17日	I1. ③システムの名称	口座管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、住民記録システム、統合宛名システム、中間サーバー	口座管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和7年3月17日	I2. 特定個人情報ファイル名	(追記)	、収納履歴ファイル、納税組合員ファイル、口座情報ファイル	事前	
令和7年3月17日	I3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表24の項	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年1月25日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV 8. 人手を介在させる作業 IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	